

**措置の通知 NOTICE OF ACTION**

(続き)

過払い返済請求額

(2013年10月1日以降2020年5月31日までの期間中に発生した過払いについて)

郡名:

通知日: \_\_\_\_\_

ケース名: \_\_\_\_\_

ケース番号: \_\_\_\_\_

担当官名: \_\_\_\_\_

担当官番号: \_\_\_\_\_

過払いが発生した年と月

セクションA. 計算に含まれる月 \_\_\_\_\_ の収入

1. 自営業総所得	\$			
2. 自営業費用 :				
a. 標準計算で所得の40%	-			
または				
b. 実際の費用	-			
3. 自営業純収入	=			
4. 障害を基とした不労所得 ( Disability-Based Unearned Income、DBI ) ( Assistance Unit + Non-Assistance Unit Members ) ( 扶助単位(Assistance Unit) + 非扶助単位メンバー(Non-Assistance Unit Members) )	\$			
5. 除外視DBI\$225 ( 項目4が\$225以上であった場合 )	-			
6. 控除対象外の障害を基とした不労所得	=			
または				
7. 未使用の除外視DBI額	=			
8. 自営業純収入 ( 上記 )	+			
9. その他の勤労所得	+			
10. 未使用額\$225 ( 項目7より )	-			
11. 小計	=			
12. 除外視勤労所得 ( Earned Income Disregard : EID ) の50%	-			
13. 小計	=			
14. 控除対象外の障害を基とした不労所得 ( 項目6より )	+			
15. 小計	=			
16. その他の控除対象外の所得 ( 扶助単位 + 非扶助単位メンバー )	+			
計算対象純収入	=			

## セクションB. キャッシュエイドを受けた月 \_\_\_\_\_

1. 最大扶助人数 _____ (扶助単位 + 非扶助単位メンバー)	\$			
2. 特別なニーズ (扶助単位 + 非扶助単位メンバー)	+			
3. セクションAからの計算対象純収入	-			
4. 小計	=			
5. 最大扶助人数 _____ (扶助単位のみ) (MFGまたはペナルティーを受けた個人を除く)	\$			
6. 特別なニーズ (扶助単位のみ)	+			
7. 最大扶助小計	=			
8. 丸一カ月分の扶助小計 (項目4から7の内の最少額)	=			
9. 項目8を基に日数分の日割り計算	=			
10. 調整：養育費25%ペナルティー	-			
調整：養育費25%ペナルティー	-			
過払い	-			
Cal-Learnプログラムのペナルティー	-			
スクールボーナス (\$100もしくは\$500)	+			
11. 月々のキャッシュエイド額 (項目8または9を基に調整した後の額)	\$			
12. 過払い				
あなたに支払われたキャッシュエイド	\$			
調整後の正しいキャッシュエイド額	-			
小計	=			
13. あなたに支払われたキャッシュエイド	\$			
あなたのために徴収した養育費等	-			
小計	=			
14. 各月の過払い額 (小計項目12と13の内のどちらか少ない方)	=			

過払い合計 ( 全月 ) \$ \_\_\_\_\_

規定：以下の規定が適用されます。詳しくはお近くの福祉課にて確認することがあります。MPP 44-352、SB 1041 (47章、2012年の法令)。

**州聴聞会：もしこの措置が誤っていると思われる場合は聴聞会を要請することができます。詳しくは3頁目をご覧ください。**